

大阪市立弘済院条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市立弘済院条例施行規則（昭和26年大阪市規則第127号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第3条 〔略〕 2 条例第13条第1項第1号の食事の提供に要する費用及び滞在に要する費用として実費を勘案して市規則で定める額は、次に掲げるとおりとする。 (1) 食事の提供に要する費用 1日につき <u>1,545円</u> 〔(2) 略〕 〔3・4 略〕 5 条例第13条第1項第2号の食事の提供に要する費用及び居住に要する費用として実費を勘案して市規則で定める額は、次に掲げるとおりとする。 (1) 食事の提供に要する費用 1日につき <u>1,545円</u> 〔(2) 略〕 〔6・7 略〕 8 条例第13条第1項第3号の食事の提供に要する費用及び滞在に要する費用として実費を勘案して市規則で定める額は、次に掲げるとおりとする。 (1) 食事の提供に要する費用 1日につき <u>1,545円</u> 〔(2) 略〕 〔9・10 略〕	第3条 〔同左〕 2 〔同左〕 (1) 食事の提供に要する費用 1日につき <u>1,445円</u> 〔(2) 同左〕 〔3・4 同左〕 5 〔同左〕 (1) 食事の提供に要する費用 1日につき <u>1,445円</u> 〔(2) 同左〕 〔6・7 同左〕 8 〔同左〕 (1) 食事の提供に要する費用 1日につき <u>1,445円</u> 〔(2) 同左〕 〔9・10 同左〕
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。